

日本産業衛生学会

近畿地方会ニュース

発行所 日本産業衛生学会近畿地方会
〒641-0011 和歌山市三葛 580 番地
和歌山県立医科大学保健看護学部内
専用 FAX 番号：050-3737-1042
発行責任者・森岡郁晴（地方会会長）
<http://jsoh-kinki.jp>

第 64 回地方会総会を終え、
本年度後半の地方会活動のご案内

近畿地方会会長 森岡 郁晴



猛暑の候、会員の皆様におかれましては、益々ご活躍のこととお慶び申し上げます。第 64 回地方会総会が無事に終了しましたので、今回は本年度後半の地方会活動についてご案内させていただきます。

いよいよ近畿地方会が担当する第 26 回日本産業衛生学会全国協議会が近づいてきました。既にご案内の通り、9 月 8 日から 10 日にかけて京都テルサで開催されます。メインテーマは「変革期を迎えての産業保健の協働」です。高年齢労働者の増加、非正規雇用労働者の増加など、労働者を取り巻く環境は大きく変化し、ストレスチェック、化学物質のリスクアセスメントなど、産業保健も大きく変化しています。この変革期を乗り切るためには、産業保健に携わる者が協働していくことが肝要です。久保田昌詞企画運営委員長、中西一郎運営実行委員長のご尽力で、シンポジウム 12 題、教育講演 7 題が決まり、ホームページに掲載されています。多くの参加者を得て、活発に議論し、有意義な会として成功させたいと思いますので、会員の皆様の積極的な参加をお願いします。

秋には、地方会長、監事、代議員、そして理事の選挙が、竹下達也選挙管理委員会委員長のもとで実施されます。選挙権と被選挙権を得るには 7 月末日までの会費納入が必要です。会員の皆様、今一度ご確認ください。昨年から竹下委員長のもとで近畿地方会選挙細則の改正作業を進めていただきました。総会でも報告させていただきましたが、詳細は本ニュースの関連記事をご覧ください。

毎年開催しています近畿産業衛生学会は、地方会の重要な学術事業のひとつです。第 56 回近畿産業衛生学会は、11 月 13 日（日）に埴田和史学会長のもと、滋賀県大津市のピアザ淡海で開催されます。会場からは、紅葉の時期の琵琶湖の素晴らしい景色が一望できます。学会は、埴田学会長を中心に準備が進んでいます。午前中は一般演題、午後からは特別プログラムが企画されています。多くの会員の皆様に、近畿地方会優秀演題賞を狙っ

て演題を発表していただきたいし、午後からの魅力的な特別プログラムへの参加もお待ちしています。

さらに、第 21 回近畿産業医部会研修会が 9 月 10 日に開催されます。また、産業看護部会の第 2 回研究会、近畿産業衛生技術部会の講演会も企画されています。このように、地方会の活動は、本年度後半も活発です。このような活動の情報は、近畿地方会ニュースやホームページから入手できますので、会員の皆様にもぜひご参加いただき、日頃の産業保健の研究や活動に活かしていただければと思います。

本年度後半も地方会活動へ会員の皆様が積極的に参加されることをお願いします。



第 64 回近畿地方会総会会場の様子



シンポジウム会場の様子

平成 28 年度総会議事録

日 時：2016 年 6 月 11 日（土） 13：00～13：50

場 所：大阪市立大学医学部学舎 4 階大講義室

1. 開会

2. 地方会長挨拶

3. 昨年度物故会員の報告

井波静孝氏、三谷新一郎氏

上田美代子氏、藤木幸雄氏

4. 黙祷

5. 議長選出

竹村重輝会員（和歌山県立医科大学医学部衛生学教室）を選出

6. 総会成立の確認

6 月 1 日現在の地方会員数 1,385 名のうち出席 42 名、委任状 350 名で、会員の 5 分の 1 以上の出席により総会は成立（地方会会則第 18 条）

7. 議事録署名人選出

祖父江友孝会員（大阪大学医学系研究科社会医学講座環境医学）

喜多村祐里会員（大阪大学医学系研究科社会医学講座環境医学）

8. 議事

1) 平成 27 年度近畿地方会事業報告

森岡地方会会長から、地方会ニュース第 106 号（以下、総会資料と略）の資料 4 頁と 5 頁に掲載された事業報告案に基づいて説明があった。

2) 平成 27 年度決算報告

中西地方会副会長から、総会資料 3 頁に掲載された収支報告書に基づき説明があった。

3) 平成 27 年度監査報告

車谷典男監事から、3 月 26 日に大脇多美代監事と監査を行った結果、決算書類にかかわる通帳など証拠書類が適切に管理され、執行が適切に行われていることを確認した旨の報告があった。

監査報告を受けて 1) と 2) が一括承認された。

4) 平成 28 年度事業計画案

森岡地方会会長から、総会資料 6 頁に基づいて説明があり異議無く承認された。

5) 平成 28 年度予算案

中西地方会副会長から、総会資料 3 頁右端列の予算案に基づいて説明があり異議無く承認された。

6) 選挙の実施について

竹下選挙管理委員長から、本年度に役員選挙を実施すること、それにとまって近畿地方会選挙細則改正を幹事会で承認したことの報告があった。改正点は以下の 2 点である。①監事については 2 名まで投票可能とする。当初の期間内に届け出た候補が 2 名以内の場合、その候補は無投票当選とし、不足の人員について公募延期と選挙を行

う。②投票用紙の再発行の申し出があった場合は、宛先不明で返送され対象者が確認できた場合に限り再送付する。

2016 年 8 月 8 日正午まで会長・監事の自薦他薦期間、9 月 21 日までに会長・監事・代議員の投票用紙を郵送する。投票は 10 月 11 日選挙管理委員会に必着とする。10 月 15 日に開票し、10 月 31 日までに選挙結果を報告するスケジュールで進める。

7) 第 56 回近畿産業衛生学会

第 56 回近畿産業衛生学会（2016 年 11 月 13 日（日）・ピアザ淡海）の準備が順調に進んでいる旨の報告が埴田和史会長からあった。懇親会も開催予定である。詳細は 7 月上旬にホームページに掲載予定である。

8) 第 57 回近畿産業衛生学会

第 57 回近畿産業衛生学会を 2017 年 11 月 18 日（土）に奈良県文化会館を会場として開催する旨の報告が田村猛夏次期会長からあった。

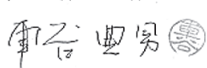
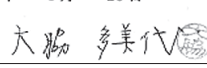
9) その他

第 26 回日本産業衛生学会全国協議会（2016 年 9 月 8 日（木）～10 日（土）・京都テルサ）について久保田企画運営委員長から準備状況の報告があった。

9. 議長解任

10. 閉会

【以下に監査報告書を添付します】

監査報告	
私達は平成 27 年度の経理における近畿地方会の職務の遂行を監査するため、地方会長と事務局員から事業の報告を開き、重要な経理関係書類を閲覧し、その他必要と思われる方法を用いて監査した結果、次の通り報告します。	
1.	収支報告書は平成 27 年 3 月 1 日から平成 28 年 2 月 29 日まで、平成 27 年事業年度の収支は適正に表示しているものと認めます。
2.	事務局の職務遂行に関する不正の行為、または法令もしくは定款に違反する事実の有無については、指摘すべき事実はなく、適切かつ効率的な職務遂行がなされたものと認めます。
以 上	
公益社団法人 日本産業衛生学会 近畿地方会	
平成 28 年 3 月 26 日 監事 	
平成 28 年 3 月 26 日 監事 	

平成 27 年度近畿地方会収支報告および平成 28 年度予算 (案)

1. 収入の部

科 目	27 年度予算額	27 年度決算額	28 年度予算額	摘 要
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
事業収益	490,000	163,000	400,000	
協賛金等収益	90,000	0	0	
参加登録料収益	400,000	163,000	400,000	総会特別講演等当日参加費
受取補助金等	1,890,000	1,950,178	1,890,000	
受取本部助成金	1,890,000	1,950,178	1,890,000	1,500 円×1,334 人
受取負担金	1,900,000	2,078,000	2,000,000	
受取活動費	1,900,000	2,078,000	2,000,000	2,000 円×1,093 人
雑収益	300	2,000,396	300	
受取利息	300	396	300	
雑収益	0	2,000,000	0	第 88 回積立金戻り金
経常収益計	4,280,300	6,191,574	4,290,300	

2. 支出の部

科 目	27 年度予算額	27 年度決算額	28 年度予算額	摘 要
事業費	3,510,000	5,145,899	3,609,600	
臨時雇賃金	100,000	60,000	100,000	第 63 回特別講演・シンポジウム受付
会場費	250,000	160,800	200,000	第 63 回特別講演・シンポジウム会場費
旅費交通費	0	0	10,000	
通信運搬費	100,000	48,144	50,000	
印刷製本費	100,000	154,564	50,000	
懇親会費	0	0	0	
消耗品費	30,000	0	10,000	
機関誌印刷費	500,000	570,240	500,000	
機関誌編集費	150,000	4,450	150,000	
機関誌発送費	500,000	462,094	500,000	地方会ニュース発送費
研究費	100,000	151,000	100,000	
諸謝金	100,000	151,000	100,000	第 63 回特別講演・シンポジウム講師謝金等
学会助成金	500,000	0	500,000	
協議会助成金	0	2,000,101	0	第 26 回全国協議会積立金
大会研修会助成金	150,000	500,000	50,000	
部会助成金	450,000	350,000	450,000	150,000 円×2 部会
研究会費	150,000	150,000	150,000	50,000 円×3 研究会
委託費	0	0	289,600	
開発保守費	300,000	370,000	370,000	HP 関連
雑費	30,000	13,506	30,000	
管理費	2,230,000	2,457,197	1,914,000	
給料手当	480,000	100,000	100,000	
理事幹事会費	150,000	238,398	150,000	
旅費交通費	100,000	66,960	100,000	
通信運搬費	100,000	16,500	30,000	
役員改選費	400,000	18,733	400,000	
印刷製本費	0	72,117	0	
消耗品費	100,000	1,951	10,000	
委託費	864,000	1,933,600	1,104,000	事務局支局・事務局委託費
雑費	36,000	8,938	20,000	振込手数料・残高証明書発行手数料等
経常費用計	5,740,000	7,603,096	5,523,600	
当期一般正味財産増減額	-1,359,700	-1,260,522	-1,233,300	
一般正味財産期首残高	4,032,508	4,032,508	2,771,986	
一般正味財産期末残高	2,672,808	2,771,986		

近畿地方会役員選挙公告

- ① 次期地方会会長、次期監事、次期代議員の選挙を行います。
- ② 会員の皆様、日本産業衛生学会ホームページの会員のページにログインし、左側の「プロフィールの変更」をクリックして、所属などの変更があれば変更をお願いします。
- ③ 平成 28 年 8 月 8 日（月）正午までに、次期地方会会長と次期監事の自薦他薦候補者を電子メール（ksato@med.osaka-cu.ac.jp）あるいはファックス（06-6646-0722）で選挙管理事務局（佐藤）にお知らせください。立候補、推薦の届出用紙は近畿地方会 HP から入手できます。候補者を推薦される場合（他薦候補者の場合）、その候補者の日本産業衛生学会の会費納入状況（会費未納の場合、被選挙権が与えられなくなります）と当選時の受諾意思について御確認いただき、そのこともお知らせください。なお、地方会長と代議員の選出は独立ですので、地方会長が自動的に代議員になるわけではありません。
- ④ 平成 28 年 9 月 21 日（水）までに、選挙管理委員会事務局は地方会員全員に、地方会長候補者と監事候補者（すでに受諾意思が確認された者）の氏名と代議員候補者（被選挙権者名簿に掲載されたもの）の

- 氏名とからなる名簿と投票用紙とを郵送します。
- ⑤ 投票用紙を紛失したという申し出があっても再発行はしません。宛先不明で返送され、対象者が確認できた場合に限り再送付します。
 - ⑥ 投票期間は、平成 28 年 9 月 23 日（金）～平成 28 年 10 月 11 日（火）（必着）です。投票率アップのため、会員の皆様のご協力をよろしくお願いいたします。
 - ⑦ 平成 28 年 10 月 15 日（土）開票作業を行います。ここで、地方会会長、監事、代議員が決まります。
 - ⑧ 平成 28 年 10 月 31 日までに、選挙管理委員長と選挙管理委員会事務局長は、新地方会会長と新監事と新代議員の名簿を作成し、本部に報告します。
 - ⑨ 平成 28 年 11 月から 12 月にかけて、選挙管理委員会事務局は、新代議員に理事互選のための新代議員名簿を郵送します。理事選挙は電子投票での投票となります。投票締め切り後、選挙管理委員会が開票して確定します。

選挙管理委員長 竹下達也
選挙管理委員会事務局長 佐藤恭子

日本産業衛生学会近畿地方会選挙細則（2016 年 6 月改正）

第 1 条 日本産業衛生学会定款第 8 条ならびに第 26 条による「役員の選任に関する細則」、「代議員の選任に関する細則」、「地方会に関する細則」、「選挙管理委員会に関する細則」、及び近畿地方会会則第 8 条に基づき、地方会会長（以下「会長」という）、理事、代議員、地方会監事（以下「監事」という）を選出するため本細則を定める。

第 2 条 会長、代議員、監事の選任に関する選挙資格・被選挙資格は「代議員の選任に関する細則」第 2 条が定める地方会会員に限られる。

第 3 条 会長、代議員、監事選出の方法と定数

1. 会長、監事選挙については、立候補もしくは本人の承諾を得て推薦され地方会選挙管理委員会が作成した被選挙人名簿による。
2. 代議員選挙については、選挙管理委員会が作成した被選挙人名簿による。
3. 会長、監事、代議員の投票は、投票用紙の地方会選挙管理委員会への郵送により行う。
4. 会長については 1 名まで投票できる。
5. 代議員の定数は「代議員の選任に関する細則」第 5 条第 1 項の定めるところによる。代議員については 20 名まで投票できる。
6. 監事については 2 名まで投票できる。期間内に届け出た候補が定数以内の場合、その候補は無投票当選とする。不足の人員について公募延長とする。
7. 当選の決定は得票順に定数までとする。
8. 得票が同数の場合、地方会選挙管理委員会がくじにより順位をつける。
9. 代議員選挙において、定数の外、得票順に若干の予備代議員を選任する。
10. 地方会長・監事・代議員選挙で投票用紙を紛失し、再発行の申し出があった場合、宛先不明で返送され、対象者が確認できた場合に限り再送付する。

第 4 条 理事選出の方法と定数

1. 理事の定数は中央選挙管理委員会の定めるところによる。

2. 代議員は、地方会所属の代議員の中から 4 名まで電子投票システムによる投票ができる。定数が 4 名未満の場合は、定数まで投票できる。
3. 監事に決まった者は理事候補には挙げない。
4. 理事の当選の決定は得票順に定数までとし、以下得票順に若干の予備理事候補者を選任する。
5. 得票が同数の場合、地方会選挙管理委員会がくじにより順位をつける。
6. 理事に選ばれた者が就任の辞退を申し出た場合は、次点の者を当選者とする。

第 5 条 選挙管理委員会

地方会長は、「選挙管理委員会に関する細則」第 2 条に基づき、地方会選挙管理委員会委員として代議員から委嘱する。
地方会選挙管理委員会は中央選挙管理委員会と協力し、以下のことを行なう。

1. 本会選挙全般にわたる公正、民主的な管理運営
2. 選挙人・被選挙人資格の確認
3. 被選挙人名簿の作成
4. 投票用紙の作成、発送、残余の用紙の破棄、およびそれらに相当する作業
5. 開票作業、当選人の決定
6. その他必要な事項

第 6 条 この細則の改廃は幹事会で行い、代議員会、総会に報告する。

附則

1. 本改正細則は平成 13 年 5 月 26 日より実施するものとする。
2. 本改正細則は平成 16 年 5 月 29 日より実施するものとする。
3. 本改正細則は平成 26 年 6 月 21 日より実施するものとする。
4. 本改正細則は平成 28 年 6 月 11 日より実施するものとする。

第64回近畿地方会 特別講演を拝聴して

和歌山県立医科大学
医学部衛生学教室



竹村 重輝

平成28年6月11日、第64回近畿地方会総会の特別講演「法制化されたストレスチェック制度～面接指導と保健指導～」(プール学院大学教育学部・岡田邦夫先生)では、平成27年12月に施行されたストレスチェック制度について振り返りました。

ストレスチェックは、労働者のメンタル不調を未然に防ぐこと、即ち一次予防を主な目的としており、事業場には法律に基づき、毎年1回の実施義務が課せられています。初回のストレスチェックは、平成27年12月1日の制度施行から1年以内(平成28年11月30日まで)に人事権のない者(医師、保健師等)が実施者となつて行う必要があります。

ストレスチェックは産業医の職務として位置づけられ、産業医契約内容によっては実務の一つとして加わりうる業務です。一方で、事業者の代表者(代表取締役・理事長等)や事業場の代表者(院長・施設長等)が産業医を務めるような、適切な選任とされない状況がみられ、改善が求められています。ストレスチェックでは、人事権のある者が受検結果にアクセス出来ないようにする必要があります。そのため、あわせて対策が求められます。

労働者の業務上ストレスケアは、管理監督者の責任とされます。労働者のストレス要因は様々で、その中には職場外の個人的な要因も含まれ、職場内のみでは対処しきれない問題も存在します。このような状況においても職場における精神保健活動が行われるのは、事業場の労働生産性低下を未然に防ぐためです。

質問票等を通じて特定される「高ストレス者」は、理論上は、労働者全体の約10%に該当し、医師面接勧奨の対象となります。但し、各事業場の上位10%を必ず勧奨対象としなければならないわけではなく、実際の選定基準は、事業場ごとに設ける必要があります。面接医師は、面接指導結果報告書および就業上の措置に係る意見書を事業者へ提出しますが、これらの書類作成は、労働者の意向を踏まえて作成する必要があります。

今回の特別講演は、制度について復習し、実践上生じうる問題への対処法を示すことで、上質なストレスチェックを、ひいては職場精神保健の向上を実現する機会をもたらすものであったと考えます。

第64回近畿地方会シンポジウムを拝聴して

みずほフィナンシャルグループ
大阪健康開発センター所長代理
(産業医)



川瀬 都

今回のシンポジウムのテーマは平成27年12月1日より義務化されたストレスチェック制度の現状と課題であり、会場の参加者密度も高く、関心の高さが伺えました。本制度成立に中心的な役割を果たされた岡田邦夫先生の特別講演に続き、産業医、保健師、従業員支援プログラム(EAP)といった異なる立場の3名のシンポジストの先生からご講演を拝聴しました。

最初に登壇された濱田千雅先生は、大阪ガス株式会社においてかねてから進めてこられた簡易ストレス調査の具体的な事例を通し、産業医の立場から現状と今後の課題をご講演くださいました。ストレス調査の実地時期や調査時期期間外での管理監督者による労働者に対するラインケアや管理監督者研修の必要性、ならびに相談窓口の周知及び職場環境改善の重要性を非常にわかりやすくご教示いただきました。

次に益江淑子先生より、主に中小企業からのストレス調査に関する問い合わせを通して、保健師の立場から産業保健衛生面での現状と課題をご講演いただきました。まだまだ産業衛生に対する理解の低い中小企業が多い中、本制度の義務化をきっかけとして、中小企業での産業衛生分野の根っこの確立となるべく、保健師の立場での介入に関する益江先生の熱い志を伺い非常に感銘を受けました。

最後にEAPの立場から、榎本正己先生が、ストレスチェック制度への企業の対応状況と課題を実際のスケジュール例を元に具体的にご教示いただき、非常に参考となりました。

今回のシンポジウムを通して、「労働者のための制度としてストレスチェック制度を有効に活用する」という信念のもとには、実施者である産業保健スタッフだけではなく、経営陣及び職場関係者との連携強化が不可欠であることを改めて感じました。今後、労働者個人のみならず職場及び企業全体にとって本制度がより効率的で有益な制度として活用できるように、チームの一員として前向きに取り組むよう意識の高まる良い機会となりました。

第 89 回日本産業衛生学会 シンポジウム 6「裁量労働者の労務管理・健康管理」を拝聴して

三菱電機株式会社神戸製作所
健康増進センター



堤 雄 介

長時間労働者面談の実施等を通し、日ごろの業務でも裁量労働者の健康管理に関して意識することは多いです。裁量労働制は「働き方の特性を踏まえ、自由度の高い労働条件を適応し、能力を最大限に発揮する」という趣旨もありますが、健康管理面では、睡眠時間や余暇時間の確保、食事の摂取状況等の生活状況等にも留意頂きたいところです。しかし、会社や労働者への教育・助言の場において、意識共有が重要とは思いつつ、「労務管理の問題か、健康管理の問題か」等の視点の相違もあり、改善困難な場合も多いように思います。

今回は大きく3つの視点で話題提供頂きましたので、印象に残った事項を記載致します。

1. 大学・研究機関の教員・研究者における労働実態や健康管理の実状
- ・研究業務では、「指揮命令の側面が少なく、自発的

な活動である側面が強い

- ・指揮命令下に無いため、労働時間の具体的把握が困難
 - ・各個人の健康意識が多様で、健康管理面では苦慮する事例も多い
 - ・一方、健康問題が生じ、業務起因性の訴えがあった場合、負荷の評価が困難
2. 企業における裁量労働者の管理や課題
- ・仕事と自己啓発との境界を設けることが困難
 - ・社外での活動を把握することが困難
 - ・専門性が高く代わりもきかず、勤務時間にムラがある
3. 法律の観点からの考慮すべきポイント
- ・事例が発生した場合の業務起因性の判断は争点
 - ・指揮命令の下（ノルマの有無等）での業務・活動かの区別も重要
 - ・リスクの管理義務がある
 - ・有事の関係者間の（安全衛生委員会等での）協議の重要性

以上から、「労働時間の客観的把握（健康管理目的）」、「一般的な健康教育や、裁量労働での健康維持に関する教育機会の設定」、「健康問題がある際の実健康指導や、就業の制限の設定」、「社員から意見・要望等があった場合の必要に応じた協議」等の健康管理への配慮を行うこと、その姿勢を示すことが重要であると思われました。

第 89 回日本産業衛生学会報告



姫路大学・看護学部

望月麻衣

先日、福島で開催された第 89 回日本産業衛生学会に参加しました。最終日にしか参加がかなわなかったのですが、「次世代につなぐ産業衛生学の研究と実践」をメインテーマに、若手研究者からベテラン研究者までが最新の知見について学べる内容でした。

その中で印象に残った発表について紹介します。朝9時からシンポジウム「現場からエビデンスを発信するために―若手実践者からの提案―」では、会場からも多くの質問やコメントが挙げられ、意見交換が活況に行われていました。現場にある課題というのが研究につながることや、社会にエビデンスを発信するために学会発表の次に踏むステップを学会のGP報告など取り掛かりやすいところからはじめること、そして研究者ネット

ワークを活用することが重要であることが、異なる立場と現場をもつ若手研究者から報告されました。また、Evidence Based Occupational Health は次世代につなぐために必要であることを意見交換から強く感じました。自分もその一翼を担う人材でありたいとは思っていましたが、自分の中で少し研究を難しいなと感じていた時でしたので、自分の未熟さを認識するいい機会になり、研究をしていくぞという力をもらいました。

午後は、産業看護部会フォーラム「産業保健とヘルスプロモーション～地域、職域、みんなで健康づくり～」に参加しました。地域や職域において、ヘルスプロモーションを実践している4名の先生方の報告から、健康づくりを行う地域と職域がそれぞれの強みを生かしながら連携し、社会全体で健康づくりをしていく必要があるということを強く感じました。そのためには現場での実践を共有していくことが必要なのではないかと考えさせられました。

今回の学会参加によって、社会へエビデンスを発信していくことの重要性を改めて考えさせられました。今回の学びを日々の業務に活かして励んでいきたいと思います。

第21回近畿産業医部会研修会のお知らせ

【研修会趣旨】

毎年国内では、労働年齢において約22万人の方ががん罹患し、そのうち約7万人は死亡しています。一方で、がん医療の進歩により、日本の全がんの5年相対生存率は57%で、がん患者・経験者の中にも長期生存し、社会で活躍している方も数多くおられます。

このような状況の中、平成24年6月にがん対策推進基本計画が閣議決定され、重点課題としても「がん患者の就労」が挙げられています。

今回、がん患者・経験者の就労支援のあり方に関して有識者の意見を聞く場を提供させていただき、産業保健職の立場でのかかわり方について参加者の皆様と議論を深めたいと思っています。

1. 日 時：平成28年9月10日（土）15：50～17：20
2. 場 所：京都テルサ 第26回日本産業衛生学会全国協議会 第一会場

3. テーマ、講師

「がん就労支援～医療現場と職場・どうつなげるか？～」

1. 基調講演（40分）：がん患者の会からみた就労支援について

座長：富永なおみ（大阪ガス（株）人事部大阪ガスグループ健康開発センター）

講師：濱本満紀（NPO法人がんと共に生きる会・NPO法人大阪がんええナビ製作委員会）

2. パネルディスカッション（50分）

座長：橋口克頼（パナソニック健康保険組合健康管理センター）

事例提示：嘱託産業医の立場で中小企業において苦労した事例

益江毅（株式会社健康管理室）

パネラー：益江毅

中辻史記（リード総合法律会計事務所）

松本晴美（松下記念病院緩和ケア病棟）

コメンテーター：濱本満紀

4. 単 位 日本医師会認定産業医生涯研修（専門）1.5単位申請中

5. 申込方法

今回は第26回産業医産業看護全国協議会の中のシンポジウムとして開催いたしますので、協議会の事前参加登録をしてお参加ください。

協議会HP:

<http://www.c-linkage.co.jp/ncopn26/index.html>

6. 問い合わせ先

第26回産業医産業看護全国協議会運営事務局

株式会社コンベンションリンケージ内

〒604-8162 京都市中京区烏丸通六角下ル七観音町 634

TEL：075-231-6357 FAX：075-231-6354

E-mail：ncopn26@c-linkage.co.jp

産業看護部会からのお知らせ

○第2回定例研修会のご案内

日 時：平成29年1月21日（土）

13：30～17：00 予定

会 場：エル・おおさか 本館 709

テーマ：「ストレスチェック制度スタートから1年、産業看護職の役割は？」（仮題）

講 師：渡辺洋一郎先生（公社）日本精神神経科診療所協会会長、ストレスチェック制度検討委員会、および同マニュアル作成委員会委員

○事務局設置のお知らせ

研修会の案内や申込み先が下記に変更になりました。

日本産業衛生学会近畿産業看護部会事務局

〒530-0047 大阪市北区西天満 2-6-8 堂島ビルディング

5F（株）健康管理室（内）

申込み受付 FAX 番号 06-6131-2224

○「基礎研修」受講者申込み受付中！

本年度は「産業保健看護専門家登録者試験」合格者向けの基礎研修が東京で開催されます。

日 程：【前期】8月25日（木）～27（土）、【後期】平成29年2月16日（木）～18（土） 各3日間、

参加費：部会員 35,000 円、学会員 40,000 円、非学会員 50,000 円

取得単位数：50 単位（専門研修 40 単位＋実地研修 10 単位）

申し込み、問合せ先：産業看護部会本部 HP 掲載中

○産業看護部会活動費納入のお願い

平成28年度の年会費2000円をご納入くださいますようお願い申し上げます。

○産業看護部会【新規会員】募集中！

組織の活性化につなげていくために、一人でも多くの方にご入会いただき一緒に活動ができることを願っております。入会方法は、産業看護部会本部 HP をご覧ください。

産業看護部会本部 HP：<http://sangyo-kango.org/wp/>

近畿地方会 HP：<http://jsoh-kinki.jp/ohn/index.html>

近畿産業看護部会問合せ先：kinkisankan@gmail.com

技術部会からのお知らせ

平成28年度も技術部会大会を来年29年2月に予定しています。

技術部会会員で、ご要望の技術的な大会内容がございましたら、お知らせください。

昨年度（27年）は大会と同時に技術部会単独では初めて産業医研修会を行い大変好評でした。今年は9月に実施される近畿地方会主催の全国協議会では産業医や産業看護の技術的な教育などを行います。

近畿技術部会 河合 俊夫

会員の声



よろしくお願い致します

大阪青山大学

相羽洋子

近畿地方会の先生方には大変ご無沙汰をいたしております。平成7年～13年まで中災防大阪労働衛生総合センター在職中は、近畿地方会で大変お世話になりました。

本年、4月から、縁ありまして大阪青山大学に入職を致しました。よろしくお願い致します。

私ことで恐縮ですが、昭和63年、中災防労働衛生検査センター(現 労働衛生調査分析センター)に入職し、長年、特殊健康診断業務に携わり、その後は、その時々、社会的に話題となった労働衛生現場での環境調査等、広く労働衛生の問題に携わることが出来ました。最後は、東京安全衛生教育センターにおいて、安全衛生の特別教育の業務に従事することが出来ました。これを機に、中央労働災害防止協会を本年3月末に退職致しました。こ

の間、会員の先生方には、多大なご指導、ご支援をいただきました。紙面をお借りして心より御礼を申し上げます。ありがとうございました。

さて、4月から方向を転じて、大学の教鞭をとることとなりました。所属は、健康科学部健康栄養学科で、短期大学部の講義も一部担当することとなっております。なにせ、大学教員ははじめての経験で、右を見ても左を見ても分からないことだらけです。一方で、新鮮な緊張感を持ちながら、一步一步毎日を歩んでいるところです。

まだまだ、研究には程遠い日常ですが、早く教員生活に慣れて、研究の一步を歩みだしたいと思っております。大学の設置目的に課せられたテーマもありますが、私にとっては、「労働衛生」が生涯のテーマだと思っています。もとより、浅学菲才な私ですが、会員の先生方のご指導をいただきながら、今後ともささやかながら労働衛生を学んでまいりたいと思っております。

何卒、よろしくお願い申し上げます。



近畿技術部会の活性化と夢

関西労働衛生技術センター

河合俊夫

産業衛生学会には4部会(近畿産業医部会、近畿産業看護部会、近畿技術部会と近畿歯科部会)があり、それぞれの目的に沿った活動を行っている。私の所属する技術部会は年に1回の研修会や講演会などを実施している。

今年(2016年6月1日)からはリスクアセスメントを実施することが企業の義務となった。化学物質のリスクアセスメントは、有害性の評価と曝露評価が重要な柱である。特に曝露評価ではこれに付属する曝露濃度の測定、作業環境測定、シミュレーションによる環境濃度の推測は得意とする会員が数多くいるはずである。それゆえ、測定技術の研究、開発、改善そして、測定結果の評価方法についても学会などで討論し、学会等での活躍が期待される。しかし、これら技術面での学会での報告数

は少なく、参加人員も少ない。

技術部会活動を支えている会員は医師と非医師(作業環境測定士、コンサルタント、大学や研究所の研究者)、看護師とその他である。医師や看護師は産業医部会や産業看護部会にも所属している。医学部の教室には医師でない技術者が在籍し、研究を行っていたが、技術者は少なくなっている。また作業環境などを測定する機関は多く存在し、その機関の技術者の多くは産業衛生学会会員であったが、近年は会員が少なくなっている。また技術部会会員も高年齢化である。著者も同じである。でも夢は有る。

化学物質のリスクアセスメントは曝露を評価することであり、健康を評価する医師、人を看護する看護師とは少し異なった技術力の開発の重要性と必要性があり、労働衛生での活躍場所が沢山ある。多くの今まで興味のなかった学会員の技術者は技術部会に参加し部会の活性化と、労働衛生技術力の向上に手をかけて欲しい。そして部会の担い手として働こう。



新任のご挨拶

三井住友銀行
大阪健康サポートセンター

船橋 徹

2016年1月1日より三井住友銀行大阪健康サポートセンターで勤めさせていただいております。センター長の立間治人先生、大阪健康サポート室長の垣本洋希先生、大阪診療副所長の梁美和先生にご指導いただきながら健康管理、産業医学に携わらせていただいています。

高齢者が人口の多くを占める社会において、勤労世代が健康に働くということが以前にも増して重要になってきました。脳・心血管疾患・癌の三大疾病を少しでも減

らそうと対策が行われています。この中で、運動不足、過食を背景に内臓脂肪が蓄積して、糖代謝・脂質代謝、血圧の異常を軽度でも個人に合併するメタボリックシンドロームに対しては、過剰蓄積した内臓脂肪を減らす生活習慣改善へのアプローチの重要性が改めて認識されているところです。職域全体の活性を保つためにも勤労者の一人一人の健康が大切であり、その中で内臓脂肪の蓄積から、種々の生活習慣病の合併、心血管疾患に至る流れが注目されているのは、現代社会においては必然ともいえるかもしれません。

職場で働く方々のために微力ながらお役に立てるよう
努めていきたいと思っておりますので、ご指導のほどよろしく
お願い申し上げます。



産業保健師の先輩に憧れて

関西電力（株）滋賀支社・健康相談室

林田千雅子

学生時代に産業保健師として活躍されている先輩と出会ったことが、私が産業保健師を志すきっかけとなりました。卒後直ぐには夢は叶いませんでした、平成10年に縁あって関西電力に入社し、産業保健師としてのスタートを切ることが出来ました。憧れていた職業に就くことができたものの、会社組織のことや従業員の業務内容等、勉強が必要なことも多く、産業保健の難しさを痛感する毎日でした。しかし、先輩保健師・看護師にアドバイスをいただき、衛生担当者をはじめとする事務職の方や従業員の方々からも様々なことを教わり、健康と労働の調和等、産業保健の目的を実感する活動を行なうことも出来ました。

私が産業保健師として働き始めた平成10年以降、長時間労働者への医師による面接指導やストレスチェック

等、様々な制度が出来、労働者の健康管理の重要性は高まり、産業保健スタッフが果たすべき役割も大きくなってきています。私の学生時代、保健師の就職先は保健所や保健センター等、ほぼ行政で占められていましたが、時代の流れと共に保健師教育の内容においても産業保健分野の充実が図られ、現在は産業保健師を目指している学生も増えていることが推察されます。

今、社会問題となっている雇用形態の多様化の影響を、産業保健師・看護師も受けていると感じています。産業保健師として働いていて、活動内容が大きく制限されないことや雇用が安定していること等、社員としてのメリットを感じることも多いです。産業構造の変化や雇用形態の多様化、長時間労働、メンタルヘルス問題等、労働者を取り巻く環境は厳しさを増しています。労働者はもちろんですが、厳しい労働環境で働く労働者を支えたい、産業保健の世界で働きたいと考えている熱意ある保健師・看護師が希望すれば安定した雇用形態で働くことが出来る環境が整うことを願っています。





産業保健トピックス

最近の労働衛生行政の動き

滋賀労働局健康安全課長 小林弦太

・治療と職業生活の両立支援（全国の動き）

今年2月23日に「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」が策定され、厚生労働省の労働基準局長、職業安定局長、健康局長の3局長連名通知が発出されました。

私も経緯は詳しくありませんが、労災補償行政が脳心臓疾患等の労災疾病を念頭に平成22年度からモデル事業などを開始し、並行して厚生行政では特にがん対策の文脈からがん患者の就労支援が課題として浮上し、平成24年度には安全衛生行政や職業安定行政（ハローワーク所管）も巻き込んで厚生労働省内横断的に検討が行われました。

それを受け、安全衛生行政では3か年計画で対策の検討に入りました。25年度にヒント集を作成、26年度に事例集を作成、そして27年度にガイドラインの策定を終え、今後は労働局・監督署がこれらのツールを事業場へ周知していく段階に入りました。

経緯はどうあれ、これからの安全衛生の重点施策の1つになると思われます。

・治療と職業生活の両立支援（滋賀の動き）

滋賀では、ガイドラインに先行した好事例として、県庁委託事業で埴田先生が「病気治療のために休んでいた従業員が復職するときに役立つ「会社と主治医間の情報連絡シート」を開発されております。

また、ガイドラインが3局長連名であるように現場でも異分野間の相互理解が重要です。当課では、「がん相談支援センター」の相談員向けに労働関係の分かりやすいQ & Aなどの作成を進めています。

・化学物質リスクアセスメント等の改正

法改正は、いわゆる胆管がん事案を踏まえ、小規模事業場まで対策を徹底するには義務に格上げすることが必要という趣旨で行われました。そのため、法改正に併せて、「危険性又は有害性が不明な化学物質等を、危険性又は有害性が低いものとして扱うことは避けなければならない」「より有害性又は危険性の低い化学物質等に代替した場合でも、（中略）リスクが増加する場合があることから、（中略）リスクの低減を図るべき」など、基礎的なことも通達（H27.9.18 基発 0918 第3号）で明示されています。

厚生労働省・労働局・監督署とも「ラベルでアクション」を合い言葉に、作業員一人ひとりまで適切なアクションをとるよう呼びかけています。

関係資料の掲載ホームページ：

治療と職業生活の両立－厚生労働省（ヒント集、事例集、ガイドライン）

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000115267.html>

調査研究－滋賀産業保健総合支援センター（会社と主治医間の情報連絡シート）

<http://www.shigas.johas.go.jp/08research/index.html>

会員の異動（敬称略）

〈新入会員〉

稲岡 繁美	三菱電機（株）姫路製作所
稲田 理佐	パナソニック（株）AVC ネットワークス社
岩本 彰	三菱日立パワーシステムズ（株）高砂工場
大野 由美	富士通F・I・P（株）関西支社
岡田 香奈子	公益社団法人 関西労働衛生技術センター
岡田 希	みずほ健康保険組合
岡本 昭夫	京都工場保健会
久保田 あや子	関西医科大学 公衆衛生 国際保健学講座
桜井 明子	神戸市保健福祉局保健所東灘保健センター
笹脇 ゆふ	神戸大学大学院 保健学研究科
鈴木 康則	（一般財団法人）近畿健康管理センター
高嶋 達也	東燃ゼネラル石油（株）堺工場
高橋 孝子	神戸女子大学
辻口 理絵	公益法人 兵庫県予防医学協会
鶴岡 雅誉	プロクター・アンド・ギャンブル・ジャパン（株）
西井 重超	パナソニック（株）AVC ネットワークス社
則定 加津子	三菱電機（株）三田製作所
橋村 孝幸	JR 西日本 健康増進センター
福井 久子	全国土木建築国民健康保険組合関西事務所
福智 隆介	福慈会クリニック
藤井 裕子	パナソニック産業衛生科学センター
丸居 誉	パナソニック（株）AIS 社デバイスソリューション事業部
見汐 来海	新日鐵住金（株）製鋼所
三柴 裕子	パナソニックコンシューマーマーケティング（株）
南 智恵	（公財）兵庫県健康財団
峯 昌子	住友化学（株）
宮原 悠	パナソニックデバイス SUNX 竜野（株）
望月 吉郎	一般財団法人 姫路市医師会
森 貴大	JCHO 大阪病院
森田 康太郎	医療法人医誠会 医誠会病院
山本 暁生	神戸大学大学院 保健学研究科
竜子 絵美	（株）デサント



平成 28 年度 第一回幹事会議事録

日 時：2016 年 6 月 11 日（土） 10：50～12：00
 場 所：大阪市立大学医学部学舎 4 階小講義室 1
 出 席：森岡・中西・圓藤・井上・久保田・鈴木・廣部・
 大脇・車谷・河合・木曾・木村・清原・鮫島・
 埴田・竹下・藤岡・丸山・宮下・村田・田村
 欠 席：伊藤・坂本・富永・豊川・中村・夏目・萩原・
 林・森口（順不同・敬称略）

1. 昨年度物故会員の報告（総会議事録参照） 2. 議事（総会議事録参照）

- (1) 平成 27 年度近畿地方会事業報告
 - (2) 平成 27 年度決算報告
 - (3) 平成 27 年度監査報告
 - (4) 平成 28 年度事業計画案
 - (5) 平成 28 年度予算案
- 埴田幹事から予算と決算の乖離について問題提起があり、本年度からは予算提出前の幹事会で予算を検討することとした。
- (1) から (5) はいずれも異議なく承認された。
 - (6) 選挙管理委員会からの報告
 - (7) 第 56 回近畿産業衛生学会の進捗状況
 - (8) 第 57 回近畿産業衛生学会の準備状況
 - (9) その他
1. 近畿地方会総会（6 月 11 日）の特別プログラム案について
 2. 2018 年度近畿産業衛生学会の開催地
 慣例の順番に従い和歌山県とし、学会長は和歌山県選出の幹事を中心に選考、第 56 回近畿産業衛生学会時まで決定する。
 3. 地方会ニュースの発行状況と HP 更新状況
 4. 第 26 回日本産業衛生学会全国協議会について
 久保田企画運営委員長から第 26 回日本産業衛生学会全国協議会（2016 年 9 月 8 日～10 日・京都テルサ）の準備状況の報告があった。
 5. 本部理事会報告
 6. その他

【訃報】藤木幸雄先生ご逝去のお知らせ

藤木幸雄（元・パナソニック健康保険組合・産業衛生科学センター所長、元・本学会・理事長、享年 79 歳）が 6/2 に脳梗塞で倒れられ、6 月 6 日、ご逝去されました。謹んでお悔やみを申し上げますとともに、学会員の皆様にご報告申し上げます。ご周知の通り、藤木先生は長年に

平成 28 年度 第一回代議員会議事録

日 時：2016 年 6 月 11 日（土） 12：10～12：50
 場 所：大阪市立大学医学部学舎 4 階小講義室 1
 1. 開会
 2. 地方会長挨拶
 3. 昨年度物故会員の報告
 4. 議長選出
 中島美繪子会員を（兵庫産業保健総合支援センター）選出

5. 代議員会成立の確認

6 月 1 日現在の代議員数 113 名のうち出席 31 名、委任状 49 名で、現在数の過半数出席により代議員会は成立（地方会会則第 13 条）

6. 議事（総会議事録参照）

- (1) 平成 27 年度近畿地方会事業報告
 - (2) 平成 27 年度決算報告
 - (3) 平成 27 年度監査報告
 - (4) 平成 28 年度事業計画案
 - (5) 平成 28 年度予算案
 - (6) 選挙管理委員会からの報告
 - (7) 第 56 回近畿産業衛生学会の進捗状況
 - (8) 第 57 回近畿産業衛生学会の準備状況
 - (9) その他
1. 次々回（2018 年度）近畿産業衛生学会の開催地（和歌山）について
 2. 地方会ニュースの発行状況と HP 更新状況
 3. 第 26 回日本産業衛生学会全国協議会について
 4. その他
7. 議長解任
 8. 閉会

渡り本邦の産業保健の礎を築いて来られた恩人の一人です。お亡くなりになる直前まで産業保健業務や同門の懇親会で、お元気な姿を見せておられたと聞いております。残念で堪りませんが、ご冥福をお祈り申し上げます。

パナソニック健康保険組合 健康管理センター
 所長 伊藤 正人

第56回近畿産業衛生学会のお知らせ (第2報)

第56回近畿産業衛生学会長 埜田和史 (滋賀医科大学・社会医学講座・衛生学部門)

1. テーマ 「地域社会と連携した産業保健」

2. 会場

ピアザ淡海 滋賀県民交流センター
〒520-0801 滋賀県大津市におの浜 1-1-20
TEL: 077-527-3315 FAX: 077-527-3319
JR 大津駅から京阪・近江バスなぎさ公園線約8分「ピアザ淡海」下車
JR 膳所駅から徒歩 12 分

3. 日時

2016 年 (平成 28 年) 11 月 13 日 (日) 9:30~17:00
午前……一般演題
昼……幹事会・代議員会
午後

特別講演「運転職の安全衛生管理」

一杉 正仁 (滋賀医科大学・社会医学講座・法医学部門 教授)

シンポジウム「滋賀県におけるがん患者の就労支援」
シンポジスト

中西一郎 (滋賀産業保健総合支援センター長)

嶋村清志 (滋賀県健康福祉部健康医療課長)

岡村 理 (滋賀県立成人病センター・がん相談支援センター・認定がん専門相談員)

天満清央 (滋賀県がん患者団体連絡協議会運営委員)

※ 特別講演・シンポジウムに関して、日本医師会認定産業医研修の単位認定を申請中です。

4. 一般演題申込

(1) 演題申込

演題の申込は本ニュース同封の「演題申込用紙」あるいは第56回近畿産業衛生学会ホームページよりダウンロードした「演題申込用紙」に必要事項をご記入の上、平成28年8月31日(水)までに、第56回近畿産業衛生学会事務局までFAX、Eメールのいずれかでお申込み下さい。

一般演題の筆頭演者は、日本産業衛生学会の学会員であることが必要です。会員でない方は、入会手続きを事前に行って下さい。

(2) 発表抄録原稿

第56回近畿産業衛生学会ホームページより「発表抄録原稿の作成要項」をダウンロードし、要領に従って作成して下さい。

発表抄録原稿は、Eメールの場合9月14日(水)までに第56回近畿産業衛生学会事務局までメール添付でお送り下さい。郵送の場合は抄録原稿の出力とそのファイルをCDかDVDに保存してお送り下さい。当日消印有効です。

(3) 発表概要原稿

産業衛生学会誌に掲載するため、発表概要を

400字以内にまとめて発表抄録原稿とともに、平成28年9月14日(水)までに、第56回近畿産業衛生学会事務局までお送り下さい。

(4) 発表者用パワーポイントファイル

発表にパワーポイントを使用される方は、平成28年11月7日(月)までに第56回近畿産業衛生学会事務局へファイルをメール添付でお送り下さい。

5. 近畿産業衛生学会優秀演題賞と第56回近畿産業衛生学会若手奨励賞

優れた演題の発表者に対し近畿産業衛生学会優秀演題賞が贈られます。さらに、第56回近畿産業衛生学会では若手奨励賞を設けました。対象者は一般演題の発表者の内、学生・若手研究者(申込時に40歳未満)に該当する方です。該当者は演題申込用紙の所定の欄に○印をつけて下さい。多数の演題申込みをお待ちしております。

6. 参加費

日本産業衛生学会の学会員 1,000 円

非会員 2,000 円、大学院生・学生 1,000 円

日医産業医研修の単位取得には別途 3,000 円

7. その他

(1) 昼食

会場周辺には多数の食堂、レストランがありますので、各自お済ませ下さい。

(2) 懇親会

17:10より、学会会場に併設のホテルピアザびわ湖(6階 クリスタルルーム)にて懇親会を開催します。参加費は、4,000 円(税別)です。ぜひご参加下さい。

(3) 事前申込

懇親会は、事前申込をお願いします。第56回近畿産業衛生学会ホームページより「参加申込書」をダウンロードし、学会参加、懇親会参加に○印をご記入いただき、平成28年10月31日(月)までに、第56回近畿産業衛生学会事務局までFAX、Eメールのいずれかでお申込み下さい。学会当日も若干受付は可能ですが、数に限りがございます。

(4) ダウンロード

演題申込用紙、発表抄録原稿の作成要項、参加申込書の様式は近日中にアップされますホームページよりダウンロードできますので、ご活用下さい。

8. 演題申込・問い合わせ先

〒520-2192 大津市瀬田月輪町
滋賀医科大学・社会医学講座・衛生学部門
第56回近畿産業衛生学会事務局 北原照代
TEL: 077-548-2187, FAX: 077-548-2189
Eメール: kinkis16@belle.shiga-med.ac.jp
http://jsoh-kinki.jp/jsohkink-56/index.html

編集後記

最近、「産業保健に興味があるので、仕事内容について詳しく教えてください。」という学生が私の周りで増えてきています。産業保健の魅力について語っていると、私自身もどんどん産業保健が好きになり相乗効果を感じています。地方会ニュースの担当になり、原稿依頼等を通して会員の皆様の熱い思いも知ることができ、改めて産業保健の魅力を感じてい

るこの頃です。今後も皆様の声を届けてまいりますのでどうぞよろしくお願い致します。(中村 千賀)

編集委員 (50 音順)

河合 俊夫 木曾 真一

久保田昌詞 (担当理事) 鈴木 純子 (担当理事)

中村 千賀 藤岡 滋典 (代表幹事)

宮下 和久 村田 理絵 (代表幹事)